

交通課だより

No. 6

令和8年7月
平戸警察署
交通課
Tel 0950-22-3110

～平戸市生月町にお住まいの皆様へ～

※交通規制（横断歩道）の廃止及び移設の検討※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

つきまして、生月町館浦所在の船員会館付近に実施されている、

横断歩道

の交通規制について、

- ・横断歩道間の距離が近接している（近距離に4箇所の横断歩道）
- ・横断位置の移り変わり

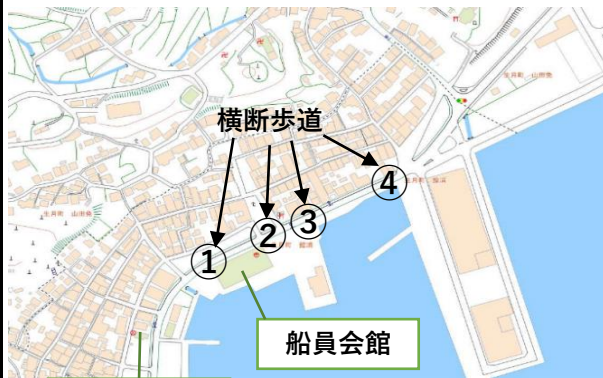
（船員会館前よりゴミステーション前での横断が多い）

などの理由から、下記図面のとおり①の横断歩道のゴミステーション前への移設、③の横断歩道の廃止を検討しているところです。

横断歩道の移設及び廃止について、ご理解ご了承をお願い申し上げます。

実施時期については、令和9年度を予定しております。（詳細未定）

現状の交通規制状況



館浦駐在所

船員会館

見直し後の交通規制状況



館浦駐在所

船員会館

現在、県下的に交通規制の見直しを推進しています。

また、長崎県警では横断歩道の利用及び横断時の手のひら運動を推進しているところです。

道路を横断される際は、横断歩道を利用し、右手もしくは左手を挙げ、運転者への横断することの意思表示や左右の安全確認をよろしくお願ひします。

交通規制に関するご意見・ご要望等は

平戸警察署交通課

Tel 0950-22-3110 (内線415ほか)

にお知らせください。